

口座開設

サービスガイド

▶ 株式

- ▶ 現物取引
- ▶ 信用取引
- ▶ 会員サービス NEW
- ▶ NISA
- ▶ ジュニアNISA
- ▶ ETF・ETN
- ▶ REIT
- ▶ 国内上場外国株式
- ▶ ター
- ▶ 投資情報
- ▶ 単元未満株取引ルール
- ▶ 株式の入出庫
- ▶ 配当金

▶ 投信 NEW

▶ 先物・オプション

▶ FXネオ

▶ 外為オプション

▶ くりっく365

▶ CFD

▶ maneo

▶ 国外債券

▶ キャンペーン情報

▶ 手数料・費用一覧

▶ サービス時間一覧

▶ 入出金・振替方法

▶ ご利用環境

▶ 取引画面のご案内

▶ 取引規程・約款

よくあるご質問



ジュニアNISA 取引ルール

ジュニアNISAの特長 取引ルール 取引までの流れ 取引方法 ④ ジュニアNISA Q&A

NISA固有の取引ルールについて記載しておりますので、各項目をお読みの上、お取引を行ってください。下記に記載のない現物取引に関するルールは現物取引ルールをご覧ください。

1. ジュニアNISA口座開設基準	8. 手数料	15. 金融機関変更
2. 運用管理者(取引主)者	9. 取引上限	16. 配当金受け取り方法
3. 申込方法	10. ジュニアNISA口座からの払出制限	17. 取引チャネル
4. お申込み時必要書類	11. 非課税期間	18. 入金方法
5. 取扱銘柄	12. 指定買付・繰越控除	19. 取引口座
6. 完全前取制度	13. 投資可能期間	20. その他
7. 注文方法	14. 成人NISA口座の自動開設	

1. ジュニアNISA口座開設基準

- 当社で未成年口座を開設されていること。
- 国内に居住する0歳～19歳の未成年者(既婚者を除く)であること。
- 未成年口座で特定口座を開設されていること。
- ジュニアNISA口座の開設時に課税ジュニアNISA口座としての特定口座を開設することに同意いただること。
- 他の金融機関でジュニアNISA口座を開設していないこと。

※ 課税ジュニアNISA口座とは、ジュニアNISA口座で買い付けた上場株式等の売却代金や配当金等を管理するため、ジュニアNISA口座と同時に開設される口座です。なお、課税ジュニアNISA口座で投資を行った場合、非課税となりません。

2. 運用管理者(取引主体)

法定代理人である「登録親権者」が未成年者のために代理で運用を行います。

※原則として未成年者がジュニアNISA口座を運用できないことがあります。

3. 申込方法

未成年口座の「マイページ」よりお申込みください。

※未成年口座開設時に同時に申込みすることもできます。

お申込み方法は[こちら](#)

4. お申込み時必要書類

ジュニアNISA口座の開設手続きの際は、個人番号カード等を提示し、個人番号を告知していただく必要があります。

【当社から発送する書類】

- ジュニアNISA口座開設申込書(兼 未成年者非課税適用確認書の交付申請書)

【お客様自身で用意いただく書類】

- 登録親権者とどろ方の本人確認書類
- 未成年者と親権者全員の統制印を確認できる書類
- 未成年者のマイナンバー確認書類
- 未成年者の本人確認書類

ご提出いただいた書類の検査が完了したら、当社から税務署にかけてジュニアNISA口座の二重開設がないこと(他の金融機関においてもジュニアNISA口座を開設していないこと)を確認します。

その後、税務署から一定の確認書類を受領した上で、お客様のジュニアNISA口座を開設いたします。

※ この確認手続きは一度のみになります。予めご了承ください。

※ ジュニアNISA口座の開設料は、制度により1回で20歳になります。複数の金融機関にて複数開設して申込みされた場合、最も希望する金融機関でジュニアNISA口座が開設できなくなることがあります。

5. 取扱銘柄

東京証券取引所上場銘柄(株式・ETF・REIT・ETNなど)、IPO、PO

※ 信用取引・指値取引・先物取引・オプション取引、外国為替証拠金取引(FXネオ、くりっく365)、CFD取引、外国債券はサービス対象外となっています。

※ ジュニアNISA口座開設で開設した場合、IPOの申込みは未成年口座かジュニアNISA口座のどちらか一口座に譲らせていただきます。また、登録親権者の方がすでにIPOの申込みをされていた場合、未成年口座かジュニアNISA口座ではIPOの申込みを受けできません。予めご了承ください。

6. 完全前取制度

サービスガイド現物取引ルールをご参照ください。

7. 注文方法

ジュニアNISA口座のお取引画面からご注文いただけます。

なお、注文方法は現物取引の取引ルール7.注文方法に準じます。

8. 手数料

ジュニアNISA口座でのお取引につきましては、売買手数料は無料です。

※(但し、課税ジュニアNISA口座以外の保有口座には手数料が発生します)課税ジュニアNISA口座およびジュニアNISA口座の非課税税額の範囲内で投資することができるですが、上場株式等と同様に、18歳に達する年まで払出することはできません。

※ 万が一、払出が行われた場合に、非課税で受領したすべての売却代金および配当金が課税扱いとなります。ただし、災害等やむを得ない場合は払い戻しにはいります。手数料を確認されることにより課税されない場合があります。

※ 3月31日時点でお歳である年の1月1日以降に払出が可能になります。

※ 払出制限が解除された時期に、口座名義人に対して払出制限が解除された旨をご連絡いたします。

<口座の概要～18歳の払出制限解除前～>

原則、18歳までにジュニアNISA口座で買付けた上場株式等や上場株式等の売却代金や配当金等は払出できません。

また、非課税料で上場株式を買付け、その年のうちに売却した場合、空いた非課税料を再度利用して買付けすることはできません。

10. ジュニアNISA口座からの払出制限

ジュニアNISA口座で買付けた上場株式等は、口座名義人が18歳に達する年(3月31日において18歳である年の1月1日)までは、原則として課税ジュニアNISA口座以外の保有口座に払出されます(移管することができません)。

また、ジュニアNISA口座で買付けた上場株式等の売却代金や配当金等は、課税ジュニアNISA口座およびジュニアNISA口座の非課税税額の範囲内で投資することができますが、上場株式等と同様に、18歳に達する年まで払出することはできません。

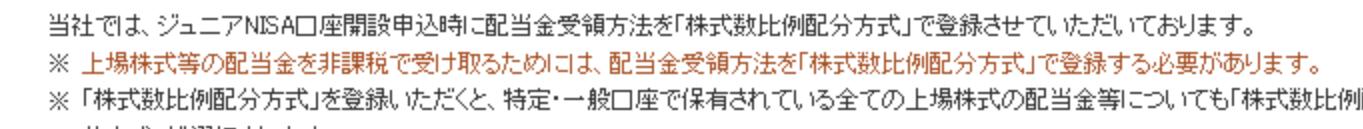
※ 万が一、払出が行われた場合に、非課税で受領したすべての売却代金および配当金が課税扱いとなります。ただし、災害等やむを得ない場合は払い戻しにはいります。手数料を確認することにより課税されない場合があります。

※ 3月31日時点でお歳である年の1月1日以降に払出が可能になります。

※ 払出制限が解除された時期に、口座名義人に対して払出制限が解除された旨をご連絡いたします。

<口座の概要～18歳の払出制限解除後～>

18歳以後に払出制限が解除され、課税ジュニアNISA(特定口座)の上場株式等は未成年口座の特定口座に移管されます。



9. 取引上限

非課税料は年間一人80万円まで可能です。未使用分の非課税料を翌年にへ繰り越すことはできません。

また、非課税料で上場株式を買付け、その年のうちに売却した場合、空いた非課税料を再度利用して買付けすることはできません。

10. ジュニアNISA口座からの払出制限

ジュニアNISA口座で買付けた上場株式等は、口座名義人が18歳に達する年(3月31日において18歳である年の1月1日)までは、原則として課税ジュニアNISA口座以外の保有口座に払出されます(移管することができません)。

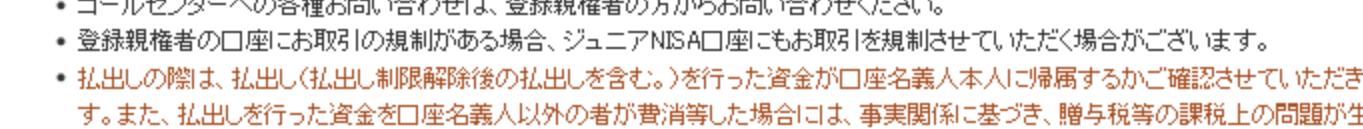
また、ジュニアNISA口座で買付けた上場株式等の売却代金や配当金等は、課税ジュニアNISA口座およびジュニアNISA口座の非課税税額の範囲内で投資することができますが、上場株式等と同様に、18歳に達する年まで払出することはできません。

※ 万が一、払出が行われた場合に、非課税で受領したすべての売却代金および配当金が課税扱いとなります。ただし、災害等やむを得ない場合は払い戻しにはいります。手数料を確認することにより課税されない場合があります。

※ 払出制限が解除された時期に、口座名義人に対して払出制限が解除された旨をご連絡いたします。

<口座の概要～18歳の払出制限解除後～>

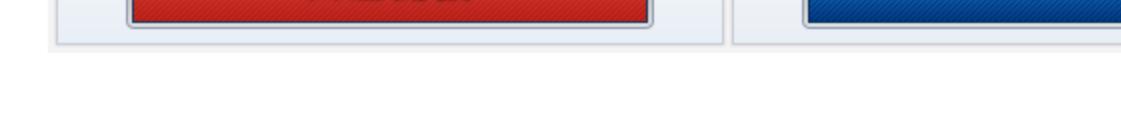
18歳以後に払出制限が解除され、課税ジュニアNISA(特定口座)の上場株式等は未成年口座の特定口座に移管されます。



11. 非課税期間

投資した年から最長5年が非課税期間となります。

非課税期間終了後の取扱いについて



① 課税ジュニアNISA口座への移管

② 同一JuニアNISA口座内の非課税管理勘定へのロールオーバー

③ 5年後の18歳未満であれば選択肢は2つ。① 時価で課税ジュニアNISA口座に移管され、②翌年の非課税料(80万円)を活用して非課税保有を続ける

④ 5年後の年齢によって選択肢が代わります。③ 通常口座への移管(18歳以上)、④ 成人NISA口座への移管(20歳以上)

12. 損益通算・繰越控除

ジュニアNISA口座と特定口座(課税ジュニアNISA口座を含む)、一般口座で保有する他の上場株式等の配当金や売買益等との損益通算はできません。

また、他の金融機関で開設された口座で買付けた株式等を移管することもできません。

※ 課税ジュニアNISA口座の損益通算については、この限りではありません。

13. 投資可能期間

ジュニアNISA口座で買付可能な期間は、2016年(平成28)4月1日から2023年(平成35)12月31日までです。

14. 成人NISA口座の自動開設

口座名義人が20歳になると自動的に成人NISA口座が開設されます。

※ 20歳になった年が届く年の翌年1月1日の時点で開設されます。

※ 諸事情により20歳になった年が届く年が遅くなることがあります。

※ 諸事情により20歳になった年が届く